

事務事業評価表 平成22年度

政策 安心を感じる保健・医療・福祉の充実

施策 地域福祉の充実

基本事業 地域福祉活動の推進

事業名 **地域福祉活動支援事業**

[0099]

部名	健康福祉部	事業開始年度	-年度	実施計画事業認定	対象
課名	福祉課	事業終了年度	-年度	会計区分	一般会計

事務事業の目的と成果		
対象	(誰、何に対して事業を行うのか) 市民及び自治会	(事務事業の内容、やり方、手段) 地域福祉活動を促進させるため、自治会・ボランティアに対する活動助成金の支給やボランティアの登録管理等を行う社会福祉協議会を財政支援する。(補助は下記事業経費の一部について行うほか、当事業の実施に要する社協事務局人件費及び事務所費の共通経費については別途補助あり) ・住民福祉活動推進事業 ・愛のふれあい交流事業(愛のふれあい活動、地域交流の集い活動の事業により自治会・ボランティア等の地域交流活動を支援するもの) ・ボランティアセンター運営事業
意図	(この事業によって対象をどのような状態にしたいのか) 地域福祉活動を実施する自治会を増やすとともに、ボランティア団体の活動を支援し、その活動を拡大し、活発にする。	手段

事業量・コスト指標の推移						
区分		単位	19年度実績	20年度実績	21年度実績	22年度当初
対象指標1	市民	人	123,537	123,054	122,568	122,568
対象指標2	自治会数	自治会	162	162	164	163
活動指標1	愛のふれあい交流事業(2事業)の実施延べ自治会数	自治会	140	140	140	140
活動指標2	ボランティアセンター登録人数	人	1,465	1,495	1,495	1,495
成果指標1	愛のふれあい交流事業の実施自治会割合	%	48	49.1	50	50
成果指標2	ボランティア活動の延べ実施人数	人	2,400	2,550	2,550	
単位コスト指標						
事業費計(A)		千円	0	0	0	0
正職員人件費(B)		千円	419	836	830	833
<b>総事業費(A)+(B)</b>		千円	419	836	830	833

費用内訳	
21年度	職員人件費のみ

## 事業を取り巻く環境変化

事業開始背景		事業を取り巻く環境変化	改正社会福祉法の施行により、15年度から社協は市とともに「地域福祉の推進」主体として位置付けられたことから、従来の市の下請けの事業展開から脱却して、住民との協働体制を築くなどにより時代の変化に合った福祉事業を実施することが求められている。一方、事業実施に必要な財源確保の困難性は今後も大きくは変わらない。平成16年度からは、社協職員の市役所派遣研修を行い、社協組織の充実強化に引き続き取り組む。
--------	--	-------------	---

## 21年度の実績による事業課の評価（7月時点）

(1)税金を使って達成する目的（対象と意図）ですか？市の役割や守備範囲にあった目的ですか？

- 義務的事務事業
- 妥当である
- 妥当性が低い

理由・  
根拠は？

自治会中心に行う地域福祉活動と多様な福祉ボランティア活動への支援を行う社会福祉協議会への補助である。社会福祉協議会は社会福祉法に基づく法人であり市とともに地域福祉の担い手として位置付けられているが、法人の性格上、各種事業実施に係る自主財源確保は困難な面があることから、市が社協の実施事業を支援することに妥当性がある。

(2)上位の基本事業への貢献度は大きいですか？

- 貢献度大きい
- 貢献度ふつう
- 貢献度小さい
- 基礎的事務事業

理由・  
根拠は？

市補助による社協事業の展開により、自治会等の福祉活動が拡大・活発化することから、基本事業への貢献度は大きい。

(3)計画どおりに成果はあがっていますか？計画どおりに成果がでていない理由、でていない理由は何ですか？

- あがっている
- どちらかといえばあがっている
- あがらない

理由・  
根拠は？

愛のふれあい事業については、H16年度から実績重視の助成に改めたことから、実施自治会の拡大が期待される。

(4)成果が向上する余地（可能性）は、ありますか？その理由は何ですか？

- 成果向上余地 大
- 成果向上余地 中
- 成果向上余地 小 なし

理由・  
根拠は？

自治会の福祉活動が活発化することで福祉意識の醸成も進み、社会福祉協議会と地域の協働体制の下、地域福祉の成果向上が期待される。

(5)現状の成果を落とさずにコスト（予算 + 所要時間）を削減する新たな方法はありませんか？（受益者負担含む）

- ある
- ない

理由・  
根拠は？

H16事業見直しを行い、当面は事業の推移を見守りたい。将来、事業実施により地域住民の福祉意識が高まり、社会福祉協議会などと協働体制が構築されれば、市が事業補助をせずとも、地域福祉活動が展開される。